


月額掛金		※掛金には保険料のほか、運営費が含まれています。		
保険年齢	性別	1口	2口	3口
15歳～60歳	男性	1,800円	3,600円	5,400円
	女性			
61歳～65歳	男性	3,383円	6,765円	10,148円
	女性	2,300円	4,599円	6,899円
66歳～70歳	男性	4,484円	8,967円	13,451円
	女性	2,759円	5,517円	8,276円

\* 掛金は、加入または更新される年の5月1日における加入者の年齢に応じて決まり、加入時または更新時から適用されます。  
 \* 保険年齢とは、加入または更新される年の5月1日における加入者の年齢のことをいいます。年齢は満年齢で計算し、1年未満の端数は、6ヵ月を超えるものについては切り上げて1年とし、6ヵ月以下のものは切り捨てます。  
 \* 掛金は、福祉団体定期保険の保険料率計算の結果、変更となる場合があります。

税法上の特典	法人の場合	個人事業主の場合
	法人が役員、従業員のために負担した掛金は全額損金に算入でき、その掛金は役員、従業員の所得税の対象にもなりません。(法基通9-3-5)(所基通36-31の2)	個人事業主が従業員のために負担した掛金は全額必要経費に算入でき、その掛金は従業員が所得税の対象にもなりません。(直審3-8)(所基通36-31の2)

記載の税務についてのお取扱いは平成30年1月現在の税制に基づいた一般的なお取扱いをご案内しているものであり、実際のお取扱いとは異なる場合があります。また、このお取扱いは将来変更される可能性があります。個別の税務などについて、詳しくは、所轄の税務署などに必ずご確認ください。

**保険金・給付金をお支払しない場合など** 福祉団体定期保険について、次のような場合には保険金などをお支払いできない場合がありますので特にご確認ください。

- 詐欺行為による加入・更新があった場合に、その加入者(被保険者)の加入・更新が取消しとなった場合
- 保険金などの不法取得目的による加入・更新があった場合に、その加入者の加入・更新が無効となった場合
- 契約者・加入者・保険金受取人が、保険金などを詐取る目的で事故招致(未遂を含みます。)をしたときや、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由によりご契約の全部またはその加入者の部分が解除された場合

<b>●死亡保険金・高度障害保険金について</b> ①加入者が加入日から1年以内に自殺したとき ②契約者・保険金受取人の故意によるとき ③契約者または加入者の故意または重大な過失により、事実を告げなかったときまたは不実のことを告げたとき ④戦争その他の変乱によるとき ⑤加入者の故意により高度障害状態になられたとき	④加入者の精神障害を原因とする事故によるとき ⑤加入者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき ⑥加入者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき ⑦加入者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき ⑧地震、噴火、または津波によるとき ⑨戦争その他の変乱によるとき
<b>●災害保険金・災害高度障害保険金・入院給付金について</b> ①契約者または加入者の故意または重大な過失によるとき ②受取人の故意または重大な過失によるとき ③加入者の犯罪行為によるとき	<b>●ガン死亡保険金について</b> ①契約者または加入者の故意または重大な過失により、事実を告げなかったときまたは不実のことを告げたとき

(注)増額された場合の増額部分については上記の「加入」とあるところを「増額」と読み替えてください。

**加入者(被保険者)のみならずへ**  
 福祉団体定期保険は契約者・・・郡山商工会議所、被保険者・・・当商工会議所の会員の役員・事業主・従業員、保険料負担者・・・当商工会議所の会員とした保険期間1年の定期保険です。ご加入にあたっては、「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」および当パンフレット記載の内容をご確認ください。なお、ご加入保険金額は加入申込書兼告知書記載の金額です。「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」、当パンフレット、加入申込書兼告知書をあわせてご確認ください。

生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご加入時にお約束した保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご加入時の保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。 生命保険契約者保護機構 <http://www.seihohogo.jp/> TEL 03-3286-2820

■入院見舞金 ■祝金  
 ■通院見舞金 ■一親等親族死亡弔慰金  
 はこちらから!

郡山商工会議所生命共済制度  
 独自のサービス

加入者特典はこちらから!

## 生命共済に加入するとお得な特典が受けられる!

**スパリゾート  
 ハワイアンズ** **入場券**  
 通常 3,500円 ▶ **800円**  
 (年間お一人様 **6枚**まで)  
 ご購入の際は、郡山商工会議所窓口まで  
 お越しください。

**スキーリスト券  
 特別優待割引**  
 通常料金より最大  
**1,200円**割引  
 ※ご利用いただけるスキー場は  
 2018年12月頃に決定致します

**健康診断の特別割引**  
 通常検診料より  
**15%割引**  
 ●成人病検診をはじめ、  
 ●各種ガン検診も受診!  
 ●毎月10月～翌年2月まで実施中

**さらに特典!**  
**郡山商工会議所  
 フレンド会**  
 生命共済加入者の皆様に「フレンド会カード」をお渡しします。「カード」をフレンド会加盟店に提示していただくと、さまざまな特典が受けられます。

QRコードで簡単検索!  
 加盟店舗 約400店  
 2018年2月現在

郡山商工会議所のサポート  
 ①加入者カード  
 ②特典案内パンフレット

お客様(共済制度加入者) カードの提示  
 特典のご提供

郡山商工会議所のサポート  
 ●加盟店舗  
 ●交流会  
 ●お店情報の掲載(Web、パンフレット等)  
 加盟店募集中!

福島県子育て応援事業  
 「ファミたんカード」とも連携!!

### アクサの付帯サービス

- 人間ドック・PET検診サービス
  - 健康電話相談 など
- [生命共済]ご加入のみならずとご家族でご利用いただけます。サービスのご利用方法等の詳細は、アクサ生命ホームページ(<http://www.axa.co.jp/>)をご覧ください。

### 【個人情報のお取り扱いについてのお知らせ】

本共済制度におきましては、事業主ならびにご加入者の方々の個人情報を次のとおり取扱いますので、ご同意のうえ、お申込みください。

- ①ご加入者の個人情報(氏名・性別・生年月日等)は、ご加入者の同意に基づき、会員事業所(事業主)から当商工会議所に提供されます。
- ②当商工会議所は会員事業所(事業主)より提供を受けた事業主およびご加入者の個人情報について、本制度の事務手続、各種サービスの案内・提供のために使用するともに、事業主およびご加入者の同意に基づき、本制度の運営のために締結している福祉団体定期保険契約を引き受けるアクサ生命保険株式会社(以下、「アクサ生命」という)にこれを提供します。
- ③アクサ生命は、当商工会議所から提供を受けた事業主ならびにご加入者の個人情報を各種保険契約の引き受け・継続・維持管理その他の保険に関連・附随する業務のために使用し、また各種商品・サービスの案内・提供、契約の維持管理、引受保険会社の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実に使用する場合があります。アクサ生命は、当商工会議所をはじめ事業主ならびに再保険会社に対し必要な範囲内でこれを提供します。
- ④個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き当商工会議所およびアクサ生命においてそれぞれ②③に準じ個人情報が取扱われます。
- ⑤福祉団体定期保険契約の引受保険会社に変更される場合は、事業主およびご加入者の個人情報が変更後の保険会社に提供され引き続き扱われます。

■このパンフレットは平成30年1月時点の制度内容に基づき記載しております。制度内容は将来変更されることがあります。

[お問い合わせ先]

**郡山商工会議所**  
 〒963-8005  
 郡山市清水台1-3-8 郡山商工会議所会館 1F  
**TEL 024-921-2637**  
**FAX 024-921-2640**  
 URL <http://www.ko-cci.or.jp>  
 e-mail [admin@entre.gr.jp](mailto:admin@entre.gr.jp)

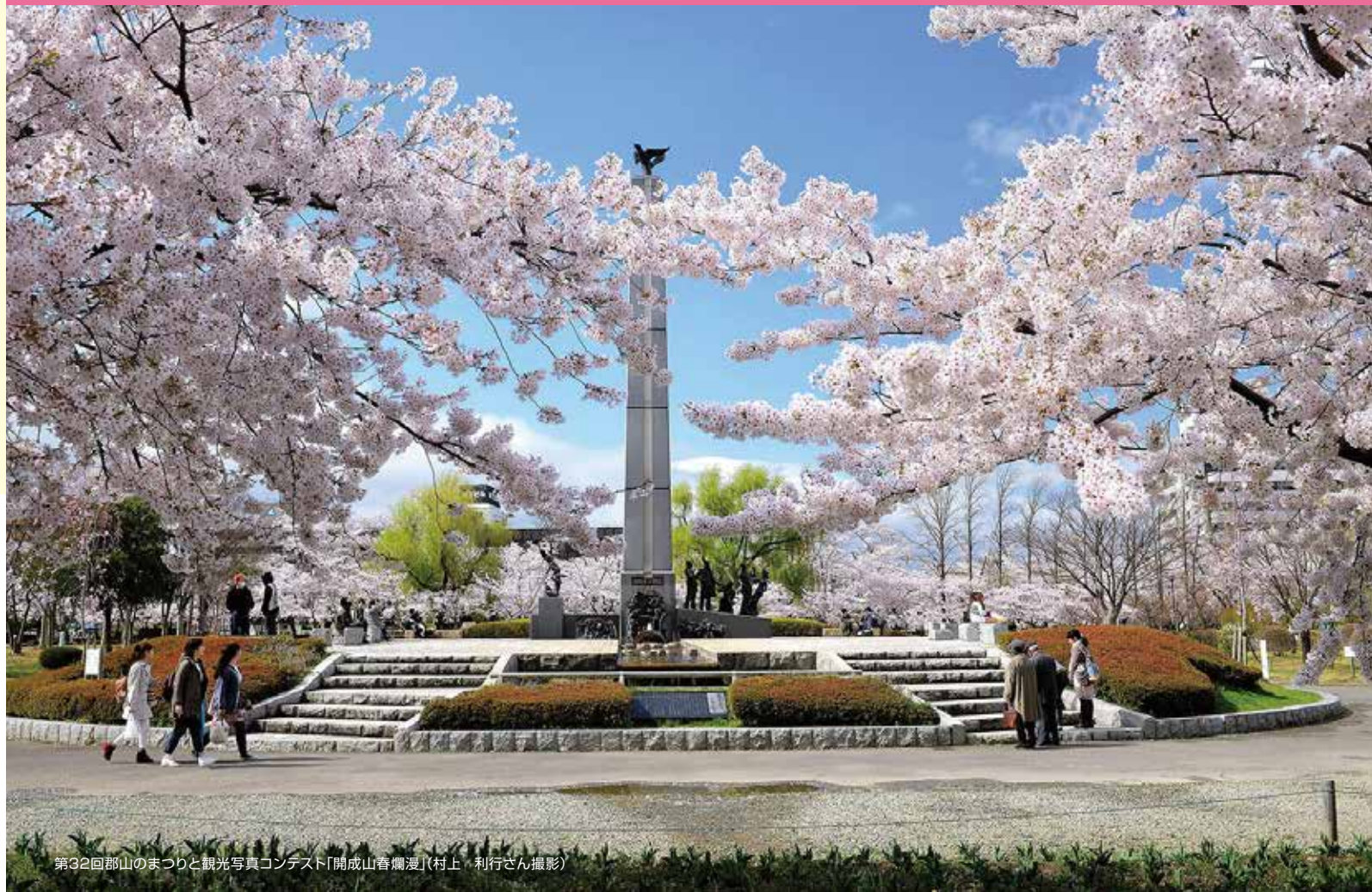
[福祉団体定期保険引受保険会社]

**アクサ生命保険株式会社**  
 redefining / standards  
 〒108-8020 東京都港区白金1-17-3  
 TEL 03-6737-7777(代表)

[取扱店]

**アクサ生命保険株式会社 郡山営業所**  
 〒963-8005 郡山市清水台1-3-8 郡山商工会議所会館 5F  
**TEL 024-934-1285 FAX 024-934-1543**

第**49**期  
**生命共済**  
 総加入数 **12,800**名  
(平成29年8月末日現在)  
**365日、24時間保障、  
 70歳まで加入OK**  
 入院給付金付災害割増特約・ガン死亡特約付福祉団体定期保険  
 +  
 郡山商工会議所独自の給付制度(見舞金・祝金・弔慰金制度)



第32回郡山のまつりと観光写真コンテスト「開成山春爛漫」(村上・利行さん撮影)

**魅力**

- 1** 福利厚生制度にご活用いただけます
- 2** 毎年収支計算し剰余金があれば**配当金**も
- 3** 1年更新で医師の**診査なし**
- 4** 掛金は**全額**損金または**経費**  
※4面参照

他にも、加入者限定特典がたくさん!

**ご注意ください** 郡山商工会議所独自の見舞金等の給付制度と当商工会議所がアクサ生命保険株式会社と締結した福祉団体定期保険\*を組み合わせた保障プラン名称が生命共済です。それぞれを個別にご加入いただくことはできません。

\*入院給付金付災害割増特約・ガン死亡特約付福祉団体定期保険

**郡山商工会議所**



**1**

**365日・24時間・70歳まで保障**

※業務上・業務外問わず

**2**

**手続きかんたん**

※告知による加入手続き・医師の診査不要

**3**

**法人様 個人事業主様**

**全額損金** (法基通9-3-5)

**従業員分は必要経費** (商基3-8)

**4**

**配当金**

1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は、配当金としてお返し致します。

平成28年度 配当率 **35.5%**

平成27年度 配当率25.6%  
平成26年度 配当率38.9%

**5**

**商工会議所独自の給付制度が充実**

**6**

**加入者特典 施設利用優待・割引等があります。**

(詳しくは裏面へ)

**保障内容**

- 主契約：福祉団体定期保険
- 特約：入院給付金付災害割増特約・ガン死亡特約
- 平成28年度給付実績  
死亡保険金・災害入院給付金 総額 **65,812,800円**

お支払事由	口数	1口	2口	3口
<b>死亡</b>	所定の不慮の事故により死亡されたとき 〈死亡保険金+災害保険金〉	750万円	1,500万円	2,250万円
	責任開始期(加入日からその日を含めて90日を経過した日の翌日)以後に診断確定された所定のガン(*1)により死亡されたとき 〈死亡保険金+ガン死亡保険金〉	300万円	600万円	900万円
	上記以外の事由により死亡されたとき 〈死亡保険金〉	150万円	300万円	450万円
<b>高度障害</b>	所定の不慮の事故により所定の高度障害状態(*2)のいずれかになられたとき 〈高度障害保険金+災害高度障害保険金〉	750万円	1,500万円	2,250万円
	加入日以後の傷害または疾病により所定の高度傷害状態(*2)のいずれかになられたとき 〈高度障害保険金〉	150万円	300万円	450万円
<b>入院</b>	所定の不慮の事故により5日以上入院されたとき(同一事故による入院は通算60日限度(*3)) 〈入院給付金〉	1日につき 4,800円	1日につき 9,600円	1日につき 14,400円

※ 保険期間中に加入者(被保険者)が上記お支払事由に該当されたとき、保険金・給付金をお支払いします。  
 ※ 災害保険金、災害高度障害保険金、入院給付金は、保険期間中に加入者が加入日以後に発生した所定の不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内にお支払事由に該当されたときにお支払いします。  
 ※ 災害保険金、災害高度障害保険金は、加入日以後に発病した所定の感染症を直接の原因としてお支払事由に該当されたときもお支払いします。

- \*1 所定のガン(対象となる悪性新生物)**
- 口唇、口腔および咽頭の悪性新生物
  - 消化器の悪性新生物
  - 呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物
  - 骨および関節軟骨の悪性新生物
  - 皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物
  - 中皮および軟部組織の悪性新生物
  - 乳房の悪性新生物
  - 女性性器の悪性新生物
  - 男性性器の悪性新生物
  - 尿路の悪性新生物
  - 眼、脳および中枢神経系のその他の部位の悪性新生物
  - 甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物
  - 部位不明確、統発部位および部位不明の悪性新生物
  - リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物
  - 独立した(原発性)多部位の悪性新生物
  - 上皮内新生物

- \*2 高度障害状態**
1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
  2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
  3. 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
  4. 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
  5. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
  6. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
  7. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
  8. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

\*3 更新前の入院日数を含みます。

**郡山商工会議所独自の給付制度の内容**

- 平成28年度給付実績  
見舞金・祝金・弔慰金 総額 **10,780,000円**

給付制度の内容	口数	1口	2口	3口
<b>入院見舞金</b> (病気のとき)		1日につき <b>1,500円</b> (1人保険期間中1回限度・通算5日以上30日まで)	1日につき <b>3,000円</b> (1人保険期間中1回限度・通算5日以上30日まで)	1日につき <b>4,500円</b> (1人保険期間中1回限度・通算5日以上30日まで)
<b>通院見舞金</b> (災害のとき)		1日につき <b>1,500円</b> (1人保険期間中2回限度・通算5日以上25日まで)	1日につき <b>3,000円</b> (1人保険期間中2回限度・通算5日以上25日まで)	1日につき <b>4,500円</b> (1人保険期間中2回限度・通算5日以上25日まで)
<b>成人祝金</b>		一律 <b>10,000円</b>		
<b>結婚祝金</b>		一律 <b>10,000円</b>		
<b>出産祝金</b>		一律 <b>10,000円</b>		
<b>満了記念</b>		一律 <b>10,000円</b>		
<b>一親等親族死亡弔慰金</b> (同居者に限る)		一律 <b>5,000円</b>		
<b>電報サービス</b>		<b>祝電 または 弔電</b>		

**郡山商工会議所独自の給付制度について**

- ① 郡山商工会議所独自の給付制度は、運営費の一部によってまかなわれます。この見舞金は、左記お支払事由が発生した場合には、お支払対象外となります。
- ② 入院見舞金は、保険期間中、通算30日までを限度とします。なお、4日以内の入院は対象外です。注) 保険期間中、請求は1回までとさせていただきます。
- ③ 通院見舞金は、保険期間中、通算25日までを限度とします。なお、4日以内の通院は対象外です。注) 保険期間中、請求は2回までとさせていただきます。
- ④ 入院見舞金または通院見舞金請求時には、入院見舞金請求書兼状況報告書【様式1】または通院見舞金請求書兼状況報告書【様式2】に、証明書(診断書の写しまたはレシート・領収書等で入院または通院日数のわかるもの)を添付してください。
- ⑤ 成人・結婚・出産祝金請求時には、祝金給付請求書【様式3】に証明書(戸籍抄本または健康保険証または母子手帳等の写しなど、加入者本人と結婚相手・新生児の氏名・生年月日が確認できるもの)を添付してください。
- ⑥ 満了記念は、更新日(平成31年5月1日)に年齢超過の事由により、満了脱退した方が対象です(5年以上継続加入されている方のみ)。満了記念の請求は不要です。
- ⑦ 一親等親族死亡弔慰金は加入者と生計を一にする配偶者または一親等親族が死亡した場合に支払われます。請求時には弔慰金給付請求書【様式4】に、死亡を確認できるもの(死亡届・死亡診断書の写し)並びに加入者・死亡した方の住所を確認できるもの等(運転免許証または健康保険証の写しなど)を添付してください。
- ⑧ 請求は事由発生後(通院完了日、退院日、満20歳の誕生日、婚姻・出産届出日、死亡日から起算します)3年以内に限りさせていただきます。
- ⑨ 成人・結婚・出産祝金は、加入後1年を経過した方がご請求いただけます。
- ⑩ 加入者本人の結婚および、加入者本人の死亡または加入者と生計を一にする配偶者または一親等親族死亡の際は、ご連絡をいただければ電報(会頭名)を手配いたします。
- ⑪ 裏表紙の「保険金・給付金をお支払いしない場合など」に該当した場合は、商工会議所独自の給付制度も福祉団体定期保険と同様に取扱います。

**生命共済の取扱い**

- 保険期間 保険期間は1年間(平成30年5月1日～平成31年4月30日)で、毎年自動的に更新されます。
- 加入資格・条件
  1. 郡山商工会議所会員(特別会員を含む)の役員・事業主・従業員(家族従業員を含む)で平成30年5月1日現在年齢が14歳6か月を超えて70歳6か月までの方で、加入(増額)することに同意した方が加入できます。
  2. 新規加入または増額を申込みされる方は、申込日(告知日)現在、正常に就業している方\*に限りです。注意喚起情報に記載された留意事項を必ずお読みのうえ、加入申込書兼告知書または保険金額変更申込書兼告知書にて告知されますようお願いいたします。
    - ①加入(増額)申込日(告知日)から過去1年以内に、下表の病気がけがで、手術を受けたことまたは継続して14日以上入院をしたことがありますか。
    - ②加入(増額)申込日(告知日)から過去1年以内に、下表の病気がけがで初診から終診までの期間が14日以上にわたる医師の治療・投薬を受けたことがありますか。

心臓病(心筋こうそく・心臓弁膜症・先天性心臓病・心筋症・狭心症)、高血圧症、脳卒中(脳出血・脳こうそく・くも膜下出血)、精神病、てんかん、ぜんそく、肺炎腫、肺結核、胃かいよう、十二指腸かいよう、すい臓炎、肝臓病(肝炎・肝硬変)、腎臓病(腎炎・ネフローゼ・腎不全)、緑内障、がん、白血病、上皮内新生物、糖尿病、リウマチ、頭部外傷
---

\*申込日(告知日)現在、正常に就業している方は加入(増額)申込日(告知日)現在、次の状態にある者を除いた方です。  
 ・傷病により休休・休暇などで欠勤している方  
 ・健康上の理由で勤務の特別取扱を受けている方  
 (「勤務の特別取扱」とは、労働時間の短縮、時間外労働の制限、労働負荷の制限など)  
 3. 上記1・2の要件を満たす方事業所単位の有資格者の方全員のご加入が必要となる商品です。ただし、会員事業所の会社規定等、客観的な基準により、一定の範囲内の方全員のご加入とすることも可能です。  
 4. 当商工会議所を脱退された場合など加入資格を失われた場合には、加入を継続できませんのですみやかに脱退手続きをお取りください。  
 5. 入会申込みと同時に(同日)に本共済制度のお申込みをいただきました場合、万一入会できませんでした際は本共済制度のご加入もできません。

加入申込月の翌月1日から効力が発生します。  
 ガン死亡保険金については加入日(効力発生日)からその日を含めて90日を経過した日の翌日から責任開始となります。

■ 加入日(効力発生日)

■ 掛金のお払込み

**毎月18日振替** (金融機関が休業日の場合は翌営業日に振替させていただきます)

初回掛金の振替ができなかった場合	翌月 2ヵ月分振替となります。	※2ヵ月連続して振替ができなかった場合は、申込取消とみなします。
ご加入後掛金の振替ができなかった場合	翌月 2ヵ月分振替となります。	

※2ヵ月連続して振替ができなかった場合は、最後に振り替えられた月の翌月末日をもって脱退となり、以降の保障はなくなります。

■ 加入(増額)・脱退手続

加入(増額)の場合は、所定の加入申込書兼告知書(保険金額変更申込書兼告知書)により、当商工会議所にお申込みください。加入者がこの制度から脱退される場合は当商工会議所にご連絡ください。  
 なお、脱退されてもそれに伴う払戻金などはありません。

■ 加入者票の発行

加入者に対しては「福祉団体定期保険加入者(被保険者)票」を発行します。

■ 保険金などの受取人・請求

1. 保険期間中に加入者(被保険者)がお支払事由に該当されたとき、保険金・給付金などをお支払いします。所定の書類により請求手続をおこなってください。なお、保険金・給付金などのお支払事由に該当された場合だけでなく、保険金・給付金などのお支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかに当商工会議所にご連絡ください。
2. 保険金・給付金の受取人は、加入申込書兼告知書の「保険金・給付金受取人指定」欄から加入者(被保険者)の同意を得て指定していただいた方とします。保険期間中に加入者が死亡された場合は、遺族の了解を得て請求手続をおこなってください。また、所定の高度障害状態になられたとき、不慮の事故で入院されたときは、加入者の了解を得てご請求ください。死亡保険金または高度障害保険金をお支払いした場合、死亡または所定の高度障害状態になられたときに福祉団体定期保険は消滅したものと取扱います。この場合、当生命共済からは脱退となるため、脱退後にお支払い事由に該当されてもその他の保険金・給付金および商工会議所独自の給付のお支払いはありません。
3. 見舞金・祝金等の受取人は事業主です。当商工会議所に備え付けの書類により請求手続をおこなってください。

福祉団体定期保険部分について、1年ごとに収支計算をおこない剰余金が生じた場合には、配当金としてお返しいたします。【例：平成28年度の配当実績は35.5%でした。】  
 なお、配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。そのため記載の配当率は将来のお支払いをお約束するものではありません。

**ご加入者のみなさまにご利用いただけるサービスの内容**

<b>アクサの付帯サービス</b>	<b>アクサ生命の加入者向けサービス</b>
-------------------	------------------------

このサービスは「生命共済」ご加入のみなさまとご家族でご利用いただけます。  
 サービスのご利用方法等の詳細は、[アクサ生命ホームページ](http://www.axa.co.jp/) (http://www.axa.co.jp/) をご覧ください。